

第1章 第3期障害福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

(1) 障害者福祉をめぐる動向

■ 障害者基本法の改正と障害者自立支援法の施行

平成16年6月、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止が規定されました。また、市町村には、障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定することが義務づけられました。

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障害者福祉は新たな段階に入ることになりました。また、市町村には障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）を策定することが定められました。

しかし、障害者自立支援法は、多くの問題点が指摘され、国では、平成19年度・20年度の特例対策として、(1)低所得者世帯への月額負担上限額の軽減、(2)事業者に対する激変緩和措置、(3)新法移行のための緊急的な経過措置を実施しました。

さらに、これと合わせて平成20年度に抜本的な見直しに向けた、利用者負担の見直し等緊急措置が実施されました。

■ 障害者自立支援法の見直しの動き

平成22年12月、障害者自立支援法を見直すまでの間において、障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布され、その内容は、(1)応能負担を原則にした利用者負担の見直し、(2)発達障害が障害者自立支援法対象となる障害者の範囲の見直し、(3)市町に相談支援センターの設置を義務化する等相談支援の充実、(4)児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実する障害児支援の強化、(5)グループホーム・ケアホーム利用の助成を創設する等、地域における自立した生活のための支援の充実等で、施行はそれぞれ政令で決められた日とされています。

平成25年8月までには、障害者自立支援法は廃止され、それに替わる(仮)障害者総合福祉法が施行されるとしています。平成23年8月、新しい「法律」の概要として、①法の理念として共生社会の実現、②障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み、③地域移行を促進することを法に明記、④利用者負担について障害に伴う必要な支援は原則無料等の提言がされています。

(2) 三次市の取り組み

■ 『三次市障害者福祉計画（いきいきプラン）』

障害者基本法改正の理念を踏まえ、平成17年3月に「三次市障害者福祉計画 いきいきプラン」を策定し、「希望がもて、夢が語れるまちづくり」を施策の重点方針として、障害のある人が、地域の中で力を発揮し、自分らしく生き、地域生活が送れるよう、日常生活の支援や就労支援など、多様な取り組みを推進してきています。

このプランは、平成17年度から平成26年度までの本市の障害者（児）施策推進の指針となるものです。

■ 『第1期三次市障害福祉計画』

障害者自立支援法第88条により、市町村には障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「市町村障害福祉計画」の策定が義務化され、本市においては、平成19年3月に『第1期三次市障害福祉計画』を策定しました。この計画には、(1)各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込、(2)指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、(3)地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、(4)その他の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活事業の提供体制の確保に関し必要な事項が盛り込まれています。

また、めざす将来像を“障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち”とし、本市で取り組む重点施策として、(1)相談支援プロジェクト、(2)地域で安心プロジェクト、(3)就労応援プロジェクトの3つのプロジェクトを設定し、その具体的な施策を推進してきています。

■ 『第2期三次市障害福祉計画』

「第1期三次市障害福祉計画」の実施状況を踏まえ、引き続き、めざす将来像を“障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち”とし、重点施策として、5つの目標を基本に、3つの重点プロジェクトを柱に進めてきました。5つの基本目標は、(1)相談支援体制の充実、(2)地域における居住の場の確保、(3)地域生活の支援体制づくり、(4)就労支援の強化、(5)地域の理解や協力による社会参加の促進とし、目標実現のための3つの重点プロジェクトとして、(1)相談支援プロジェクト、(2)地域で安心プロジェクト、(3)就労応援プロジェクトを設定し、推進しました。

現在、5つの基本目標と3つの重点プロジェクトは、自立支援ネットワーク連絡会議に発展し、相談支援部会・地域生活支援部会・就労支援部会・療育発達支援部会で活動し、その具体化に努めています。

第2節 計画の基本理念

(1) 障害のある方々の自己選択と自己決定を尊重します。

障害の種別，程度にかかわらず，障害のある方が自らその居住する場所を選択し，その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ，障害のある方々の自立と社会参加の実現を図っていくための，障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 相談支援体制の充実を図ります。

障害のある方々が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには，障害福祉サービスの提供体制の確保とともに，これらのサービスの適切な利用を支える相談支援を行うことが重要であり，中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実を図っていきます。

(3) 入所施設等から地域生活への移行を推進します。

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，福祉施設への入所または病院への入院から地域への移行を進めます。

(4) 一般就労への移行等を推進します。

就労移行支援事業等の推進により，障害のある方々の一般就労への移行を進めるとともに，その人の能力に合った福祉的就労の場の確保に努めます。

第3節 計画策定の目的

本計画は，障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように，必要な障害福祉サービス等の支援を行い，サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで，障害者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

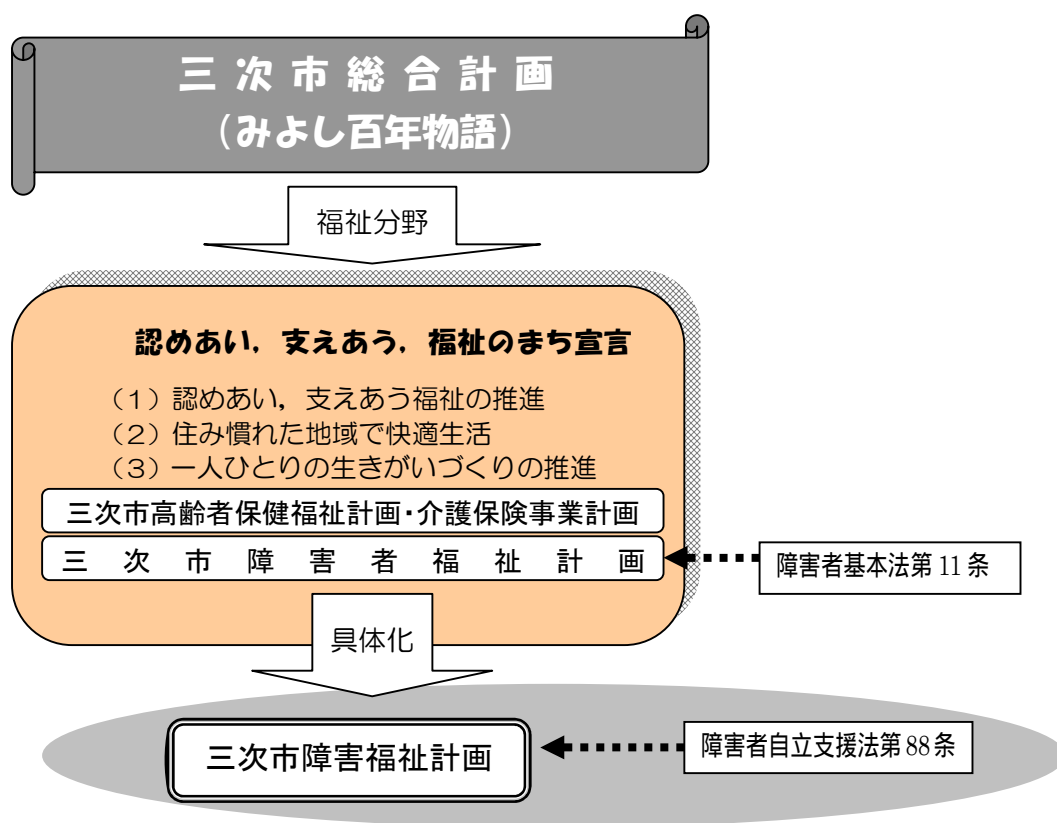
第4節 計画の法的な位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、「障害者自立支援法第88条」に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制について策定するものです。

(2) 市の計画との関係

本計画は、「三次市総合計画」(みよし百年物語)、三次市障害者福祉計画、三次市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等との整合性を保ちながら策定するものです。



第5節 策定の方法

1. 策定に当たっての考え方

本計画では、障害者自立支援法の趣旨，国のめざす目標，「指針」に示される数値目標の考え方などを踏まえ，本市としての目標を定めています。

この目標設定に当たり，次の意見・内容などを総合的に勘案しました。

- 障害者団体や障害者自立支援ネットワーク連絡会議での意見や要望
- 平成21年度から平成23年度の障害福祉サービスの利用状況
- 三次市障害者自立支援協議会で協議・検討された事項

2. 計画数値の考え方

本計画においては，人数や時間数，日数などさまざまな数値が示されています。

これらは，本市がサービスを給付する対象者に関わるものです。

本市のサービス給付の対象者は，市内の方が，市外の施設を利用しているケースも含まれますが，市外の方が，市内の施設を利用しているケースについては，本計画の人数や時間数，日数には含まれません。

3. 計画の策定体制

○ 三次市障害福祉計画策定連絡会議

庁内組織である「三次市障害福祉計画策定連絡会議」で審議し，本計画の原案を作成しました。

○ 三次市障害者自立支援協議会（障害福祉計画策定委員会）

本計画に専門的な意見を反映させていくため，「三次市障害者自立支援協議会」に計画案を諮りました。

第6節 計画の期間

障害福祉計画は3年ごとに作成することとされており、本計画は第3期として平成24年度から26年度を期間とし、平成26年度を目標年度としています。

